

議案第64号

新居浜港務局督促手数料及び延滞金に関する規程の承認について

新居浜港務局督促手数料及び延滞金に関する規程を次のとおり定めたので、港湾法（昭和25年法律第218号）第44条の3第3項の規定により承認を求める。

平成25年12月3日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜港務局督促手数料及び延滞金に関する規程

新居浜港務局督促手数料及び延滞金に関する規程（昭和40年港務局規程第8号）の全部を改正する。

港湾法（昭和25年法律第218号）第44条の3第1項の収入を納期限までに納付しない者に対する督促並びに督促手数料及び延滞金の徴収に関しては、新居浜市の市税徴収の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

提案理由

地方税法の一部が改正され、地方税に係る延滞金の割合等が改められたことに伴い、新居浜港務局の収入に係る延滞金の割合等を定めた新居浜港務局督促手数料及び延滞金に関する規程の制定について、港湾法第44条の3第3項の規定により議会の承認を求めるため、本案を提出する。

参照条文

港湾法（昭和25年法律第218号）抜粋

（滞納処分）

第44条の3 地方自治法第231条の3第1項、第2項及び第3項前段の規定は、入港料その他の料金、過怠金その他港務局の収入に関して準用する。この場合において、同条第2項中「条例」とあるのは「港湾法第12条の2の規程」と読み替えるものとする。

2 （省 略）

3 第1項において準用する地方自治法第231条の3第2項の規程は、港務局を組織する地方公共団体の議会の承認を受けなければ、その効力を生じない。

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（督促、滞納処分等）

第231条の3 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第1項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4～11 （省 略）